

日本国において特許手続上の微生物の寄託の国際的承認に関するブダペスト条約に基づく国際寄託当局としての地位を取得するための手続等を定めた件（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 60 号）第 8 条及び特許法施行規則第 27 条の 2 第 1 項の規定に基づく指定の手続等を定めた件（平成 21 年 3 月 31 日経済産業省告示第 61 号）第 8 条に基づく報告書

令和 7 年 9 月

独立行政法人製品評価技術基盤機構

特許生物寄託センター (IPOD)

目 次

1. 微生物の受託、保管及び分譲に関する事項 . . . 1 頁
2. 会計に関する事項 . . . 3 頁
3. 運営又は組織に関する変更その他報告すべき事項 . . . 4 頁

1. 微生物の受託、保管及び分譲に関する事項

(1) 受託件数（表 1-1、表 1-2）

国内受託は 10 件であった。

国際受託は 15 件であり、このうち国内寄託からの移管は 2 件であった。

なお、受託証の不交付件数は、国内寄託は 3 件、国際寄託は 0 件であった。

(2) 寄託終了件数（表 1-1、表 1-2）

国内寄託の終了について、寄託期間中の任意の取下げは 7 件、期間満了は 116 件、国際寄託への移管は 2 件であり、合計 125 件であった。

国際寄託の終了について、30 年間経過後の任意の取下げは 0 件、期間満了は 400 件であり、合計 400 件であった。

(3) 保管菌株数

令和 7 年 3 月 31 日時点の保管菌株件数は、国内寄託が 507 件、国際寄託が 5,538 件で、合計 6,045 件であった。

(4) 分譲件数（表 2）

国内寄託株の分譲は 6 件、国際寄託株の分譲は 10 件であった。

表 1-1 国内受託件数等実績表（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

IPOD 国内寄託	寄託受付			寄託終了				
	新規寄託		受託数	国際寄託への移管		寄託期間中の 任意の取下げ	期間満了	終了数
	寄託申請	受託証の 不交付		移管申請	受託証の 不交付			
A	A'	A-A'	B	B'	C	D	(B-B')+C+D	
細菌	-	-	-	1	0	3	73	77
放線菌	-	-	-	0	0	0	8	8
古細菌	-	-	-	0	0	0	0	0
酵母	-	-	-	0	0	1	6	7
糸状菌	-	-	-	0	0	2	7	9
プラスミド	-	-	-	0	0	0	0	0
微生物等計	-	-	-	1	0	6	94	101
動物細胞	-	-	-	0	0	1	20	21
受精卵	-	-	-	0	0	0	1	1
動物等計	-	-	-	0	0	1	21	22
植物細胞	0	0	0	0	0	0	0	0
藻類	7	3	4	0	0	0	1	1
原生動物	2	0	2	0	0	0	0	0
種子	4	0	4	1	0	0	0	1
植物等計	13	3	10	1	0	0	1	2
合計	13	3	10	2	0	7	116	125

表 1-2 国際寄託件数等実績表（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

IPOD 国際寄託	寄託受付				受託数 (A+B)-(A'+B')	寄託終了		
	新規寄託		国内寄託からの移管			30年間経過後の 任意の取下げ	期間満了	終了数
	寄託申請	受託証の 不交付	移管申請	受託証の 不交付				
A	A'	B	B'	C	D	C+D		
細菌	-	-	1	0	1	0	221	221
放線菌	-	-	0	0	0	0	40	40
古細菌	-	-	0	0	0	0	0	0
酵母	-	-	0	0	0	0	10	10
糸状菌	-	-	0	0	0	0	45	45
プラスミド*	-	-	0	0	0	0	0	0
微生物等計	-	-	1	0	1	0	316	316
動物細胞	-	-	0	0	0	0	82	82
受精卵	-	-	0	0	0	0	0	0
動物等計	-	-	0	0	0	0	82	82
植物細胞	0	0	0	0	0	0	1	1
藻類	4	0	0	0	4	0	1	1
原生動物	0	0	0	0	0	0	0	0
種子	9	0	1	0	10	0	0	0
植物等計	13	0	1	0	14	0	2	2
合計	13	0	2	0	15	0	400	400

表 2 分譲件数実績表（令和 6 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）

IPOD 分譲	国内寄託株	国際寄託株
細菌	1	8
放線菌	0	0
古細菌	0	0
酵母	1	0
糸状菌	1	1
プラスミド*	0	0
微生物等計	3	9
動物細胞	1	0
受精卵	0	0
動物等計	1	0
植物細胞	0	0
藻類	1	1
原生動物	1	0
種子	0	0
植物等計	2	1
合計	6	10

2. 会計に関する事項

IPOD は、独立行政法人製品評価技術基盤機構（以下「NITE」という。）の運営費交付金、寄託手数料、特許庁からの委託費によって運営されており、令和6年度のコスト実績額は表3のとおりである。また、手数料収入の内訳は表4のとおりである。

表3 令和6年度のコスト

事業費用名	実績額（円）
業務費	156,409,401
人件費	63,660,536
減価償却費	16,306,910
外部委託費	11,474,330
消耗品費	23,045,753
賃借料	2,916,814
修繕及び保守管理費	21,571,294
その他	17,433,764
財務費用	300,352
計	156,709,753

※令和6事業年度 財務諸表（NITE）のデータに基づく

表4 令和6年度の手数料収入実績

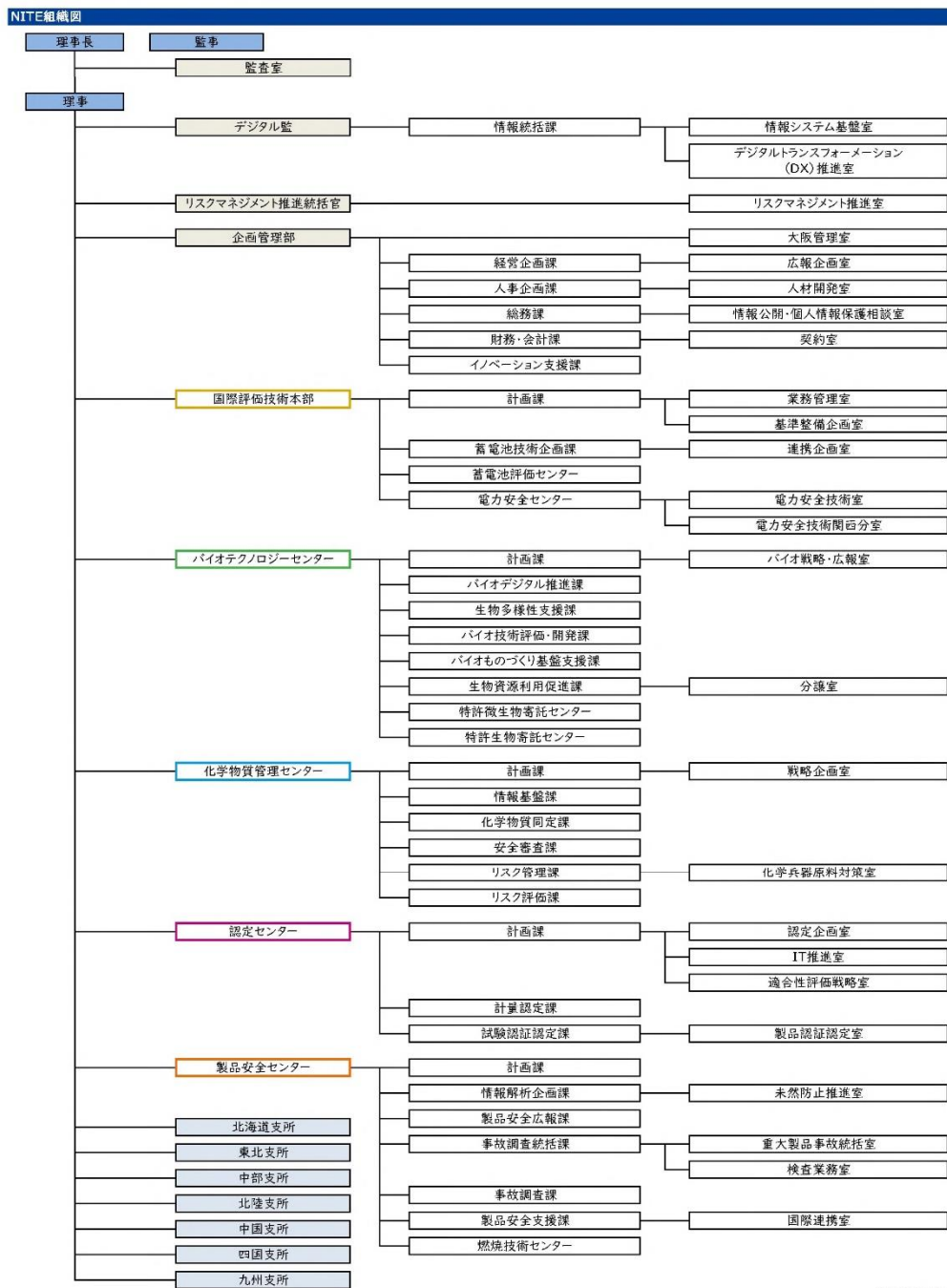
事 項	金 額（円）	
微生物の寄託手数料	国内寄託	438,350
	国際寄託	1,740,750
	継続寄託	6,512,000
試料の分譲手数料	688,380	
証明書の交付手数料	14,000	
合 計	9,393,480	

※令和7年3月末日の納付済金額（現金ベース）

3. 運営又は組織に関する変更その他報告すべき事項

(1) 組織（令和6年度）

NITEは、バイオテクノロジー分野、製品安全分野、適合性認定分野、化学物質管理分野、国際評価技術分野及び7つの支所からなり、その組織の詳細は図1のとおりである。また、バイオテクノロジー分野及びIPODの構成図は図2のとおりである。



2024/4/1 現在

図1 NITE組織図

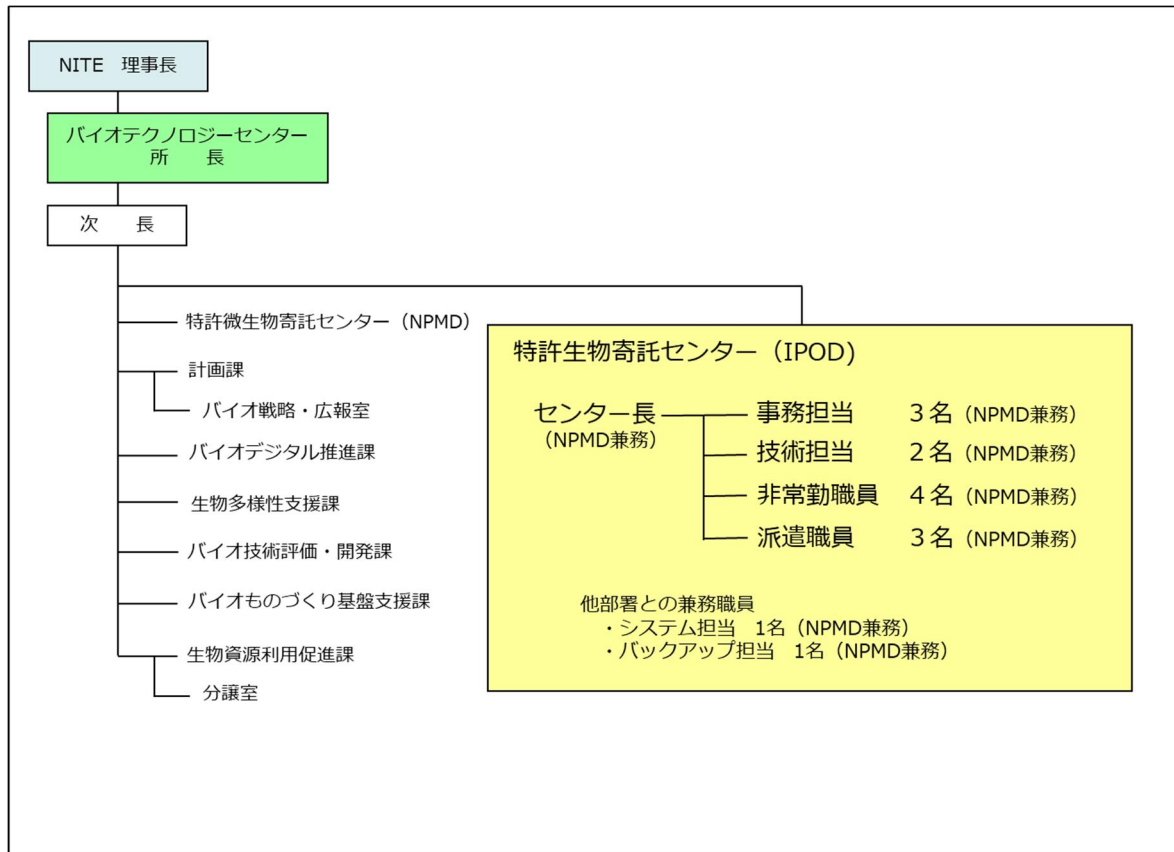


図2 バイオテクノロジー分野及び IPOD 構成図